

ハラル製品保証実施機関長官決定 2023年第78号（仮訳）

2024年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産食品部 市場開拓課

本仮訳は、ハラール製品保証実施機関によって 2023 年に公布されたハラール製品保証実施機関長官決定 2023 年第 78 号をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

https://cmsbl.halal.go.id/uploads/78_2023_SK_Pedoman_Sertifikasi_Halal_Makanan_dan_Minuman_dengan_Pengelolaan_3aa915efdf.pdf

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください

加工を伴う食品・飲料のハラール認証ガイドライン
に関する

ハラール製品保証実施機関長官決定

2023 年第 78 号

全能の神の御恵みにより

ハラール製品保証実施機関長官は、

下記を考慮し、

- a. 加工を伴う食品・飲料製品のハラール認証を実施するためには、ガイドラインが必要であること。
- b. 上記 a で言及された考慮事項に基づき、加工を伴う食品・飲料製品のハラール認証のガイドラインに関するハラール製品保証実施機関長官の決定を定める必要があること。

下記に留意し、

1. ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号（インドネシア共和国官報 2014 年第 295 号、インドネシア共和国官報補則第 5604 号）；
2. 雇用創出の法制化に関する法律 2022 年第 2 号に代わる政令の制定に関する法律 2023 年第 6 号（インドネシア共和国官報 2022 年第 238 号、インドネシア共和国官報補則第 6841 号足）；
3. ハラール製品保証分野の実施に関する政令 2021 年第 39 号（インドネシア共和国官報 2021 年第 49 号、インドネシア共和国官報補則第 6651 号）；
4. 小規模・零細企業のハラール認証に関する宗教大臣令 2021 年第 20 号（インドネシア共和国官報 2021 年第 1043 号）；
5. ハラール製品保証実施機関の公共サービス機関のサービス料金の支払い手続きに関するハラール製品保証実施機関令 2021 年第 1 号
6. ハラール認証が必要な製品の種類に関する宗教大臣令 2021 年第 748 号
7. ハラール認証義務を免除される材料に関する宗教大臣令 2021 年第 1360 号
8. ハラール製品保証制度の基準に関するハラール製品保証実施機関長官決定 2021 年第 57 号の改正に関するハラール製品保証実施機関長官決定 2023 年第 20 号により改正

されたハラール製品保証制度の基準に関する 2021 年ハラール製品保証実施機関長官
決定第 57 号

9. ハラール製品保証実施機関のハラール証明書サービスの標準業務手順に関するハラ
ール製品保証実施機関長官決定 2022 年第 61 号

下記を決定した。

決定事項	加工を伴う食品・飲料の認証ガイドラインに関するハラール製品保証実 施機関長官決定。
其の一	本決定の不可離な部分である附則に記載されているように、加工を伴う 食品および飲料のハラール認証のためのガイドラインを制定する。
其の二	本決定は、その制定日に発効する。

ジャカルタにおいて、2023 年 9 月 12 日制定

ハラール製品保証実施機関長官

(印と署名)

ムハンマド・アキル・イルハム

附則

加工を伴う食品・飲料のハラール認証ガイドライン

に関する

ハラール製品保証実施機関長官決定

2023 年第 78 号

第 1 章

はじめに

A. 背景

ハラール製品保証実施機関（以下 **BPJPH** と略す）は、ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号によって委任されたように、ハラール製品保証に関する規範、標準、手順、基準を適用する権限を与えられた機関である。同規則はその後、雇用の創出の法制化に関する法律 2022 年第 2 号に代わる政令の制定に関する法律 2023 年第 6 号に規定されているように、いくつかの変更を経た。これらの変更は現在のニーズに対応するものであり、いくつかの派生する規制の再調整が必要となる。**BPJPH** はこの権限を行使する際、有効な法律や規則で規定される保護、正義、法的確実性、説明責任と透明性、有効性と効率性、専門性、付加価値と競争力の原則を参照する。

本ガイドラインで詳細に説明する加工を伴う食品・飲料の提供業種に対するハラール認証ガイドラインは、地域社会に流通する製品のハラール保証の品質向上において **BPJPH** が権限を実施するためのものである。また、このガイドラインは、加工を伴う食品・飲料供給業種においてハラール認証を実施する際に、すべての利害関係者にとって参考となる。加えて、このガイドラインは、すべての利害関係者が、加工を伴う食品・飲料を提供する際のハラール製品認証のプロセスにおいて同じ理解を持ち、ハラール認証基準およびサービスを満たすプロセスを加速させるための取り組みでもある。

この加工を伴う食品・飲料供給業種ハラール認証ガイドラインは、すべての利害関係者がハラール製品の保証を確かなものにするなかでそれぞれの役割を理解し、ハラール製品認証を実施するための完全な手順を取得し、ハラール製品認証実施の質を向上させ、最終的に地域社会に流通する加工を伴う食品・飲料供給業種の保証範囲を拡大できるようにするために重要である。適用される要求事項と手順を明確にすることで、**BPJPH** と事業者の認証実施プロセスを促進する。

B. 目的と目標

1. 目的

BPJPH、ハラール審査機関（LPH）、インドネシア・ウラマー評議会（MUI）、州の MUI、県／市の MUI、アチェ・ウラマー協議会、ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会、および加工を伴う食品・飲料供給業種のハラール認証の実施に関する事業者のためのガイドラインとして定めるものである。

2. 目標

- a. インドネシア共和国領域内で流通・取引される製品のハラール性を保証する。
- b. ハラール製品保証制度に一貫して準拠する事業者の現実化。
- c. ハラール製品を生産する事業活動を実施する事業者の質を向上させる。
- d. ハラール認証の実施に関わる利害関係者間の連携を強化する。

C. 対象

1. 事業活動（加工を伴う食品・飲料を提供する業種）を展開する際にハラール製品保証制度（SJPH）を適用している事業者。
2. SJPH（加工を伴う食品・飲料を提供する業種）を実施する、BPJPH、LPH、MUI、州の MUI、県／市の MUI、アチェ・ウラマー協議会およびハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会。

D. 範囲

本ガイドラインで規定する範囲は以下の通りである。

1. ハラール認証が必要な、加工を伴う食品・飲料を提供する業種の種類
2. 加工を伴う食品・飲料の提供に従事する事業者
3. 加工を伴う食品・飲料のハラール審査における LPH の役割
4. ハラール製品判定における MUI、州の MUI、県／市の MUI、アチェ・ウラマー協議会、ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会の役割
5. 加工を伴う食品・飲料を提供する業種による事業者のハラール認証の決定における BPJPH の役割

E. 一般的な定義

本決定において、下記の意味するところは下記のとおりである。

1. ハラール製品保証制度（以下、SJPH と略す）は、BPJPH が定める要件に従ってハラール製品プロセスの継続性を維持するために、材料、生産プロセス、製品、資源、手順を規制するために統合、編集、実施、維持される制度である。

2. SJPH 基準とは、ハラール製品の保証を評価または決定するための基礎となる指標であり、コミットメントと責任、原材料、ハラール製品生産プロセス、製品、モニタリングと評価の 5 つの側面をカバーする。
3. ハラール製品保証（以下 JPH と略す）とは、ハラール証明書によって証明される製品のハラール性の法的確実性のことである。
4. ハラール証明書とは、MUI、州の MUI、県／市の MUI、アチェ・ウラマー協議会、ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会による書面のハラール・ファトワ（イスラム見解）、または製品のハラール性の決定書に基づき BPJPH が発行する、製品のハラール性の証明書である。
5. 製品（業種）とは、食品、飲料、医薬品、化粧品、化学製品、生物学的製品、遺伝子組換え製品に関連するモノおよび／またはサービス、ならびに一般大衆が使用、活用、利用する生活用品を指す。
6. ハラール製品とは、イスラム法に基づきハラールであると宣言された製品のことである。
7. ハラール製品プロセス（以下、PPH と略す）とは、原材料の提供、加工、保管、包装、流通、販売、製品の提示（給仕）などを含む、製品のハラール性を確保するための一連の活動のことである。
8. ハラール保証実施機関（以下、BPJPH と略す）は、ハラール製品の保証を実施するために政府によって設立された機関である。
9. ハラール監督者とは、PPH の責任者である。
10. 材料とは、製品を製造するために使用される要素のことである。
11. 事業者とは、インドネシアの領域内で事業活動を行う個人または法人もしくは非法人の形態の事業体をいう。
12. ハラール審査機関（以下、LPH と略す）とは、製品のハラール性を審査・試験する活動を行う機関である。
13. 加工を伴う食品・飲料の提供とは、加工された食品・飲料を売買する事業活動であり、その加工は事業者自身または提供者である他者によって行われ、事業所または注文場所で消費される。
14. レストランは、その場で食事を提供したり（ダイニング・イン）、営業所外で注文を受けたりすることができる、すぐに食べられるよう食品を加工する場所（TPP）である。
15. 食堂／カフェテリアとは、常設の建物（移動しない）の一部または全部に立地し、特定の事業所（学校、会社、寮など）で飲食物を提供する、事業所内で消費される飲食物を提供するサービス業の一種である。

16. ルマ・マカン（Rumah makan）とは、常設の建物（移動しない）の一部または全部に立地し、その事業場所で飲食物を提供するサービス業の一種である。
17. ワルン・マカン（Warung makan）とは、常設の建物（移動しない）の一部または全部に立地し、その事業場所で消費するための家庭料理や飲料を提供するサービス業の一種である。
18. クダイ・マカナン（Kedai makanan）とは、移動・解体可能な固定された場所で製造工程を経て出来上がった飲食物を販売・提供する外食サービス業のことで、通常はテントを使用する。
19. フードサービス／ケータリングは、その製品が注文を受けて事業所外で一般消費者のために提供され、事業所内で食事を提供しない食品を加工する場所（TPP）である。
20. フランチャイズとは、フランチャイズ契約に基づき、成功実績のある商品および／またはサービスを販売し、他者が利用および／または使用できるようにするために、ビジネス特性を有するビジネスシステムに対して、個人または事業者が所有する特別な権利である。
21. フランチャイズ契約とは、フランチャイザーとフランチャイジー、または継続フランチャイザーと継続フランチャイジーとの間の書面による契約をいう。
22. ハラル・ラベルは製品のハラル性を示すものである。

第2章

加工を伴う食品・飲料提供のためのハラール認証実施メカニズム

A. ハラール認証が必要な加工を伴う食品・飲料の業種

1. ハラール認証が必要な製品の種類

インドネシアの領土内に入り、流通し、取引されるすべての製品は、ハラール認証を受けなければならない。一方、禁止されている原材料に由来する製品は、ハラール認証の義務から免除される。事業者は、禁止されている原材料を使用した製品について、非ハラール情報を記載する義務を負う。インドネシア領内に入り、流通し、取引される製品のハラール証明書は、ハラール素材を使用し、PPH に準拠する製品に対して発出される。

インドネシアで流通する国内外のハラール製品は、ハラール認証と登録が必要である。海外からインドネシアに輸入されるハラール製品については、インドネシアと相互承認協力関係にある海外のハラール機関が発行したハラール証明書があれば、ハラール証明書の申請は不要である。ハラール製品のハラール証明書は、製品がインドネシアで販売される前に登録されなければならない。登録しない事業者は行政処分の対象となる。このため、流通する製品のハラール性を確保するためには、事業者のハラール製品保証への関心が非常に重要である。

2. ハラール認証が必要な、加工を伴う食品および飲料を提供する業種

加工を伴う食品および飲料を提供する業種は、ハラール認証を受けなければならない製品の種類に関する宗教大臣令 2021 年第 748 号で規定されている製品の種類の 1 つである。加工を伴う食品および飲料を提供する業種の詳細には、以下のものが含まれる。

a. レストラン

レストランとは、常設の建物の一部または全部に位置し、調理や配膳などのサービスを備え、注文に応じて事業所内または事業所外で飲食物を提供する、サービス業の一種である。レストランには、一般的なレストランもあれば、明確な経営体制を持つプロフェッショナル経営のファーストフード店もある。この場合のレストランには、フランチャイズ・レストランやチェーン店を持つレストランが含まれる。

b. 食堂／カフェテリア

食堂とは、常設の建物（移動しない）の一部または全部に設置され、特定の事業所（例えば、学校、オフィス、寮など）において、その事業所で消費する飲食物を提供するサービス業の一種である。この種の商品の詳細は、営業時間を特定の事業所の営業時間に合わせる特定の場所でしか入手できない。

c. ルマ・マカン（Rumah makan）

ルマ・マカンとは、常設の建物（移動しない）の一部または全部に立地し、事業所内で消費される飲食物を提供するサービス業の一種である。ルマ・マカンは経営がシンプルで、家族経営であることが多いため、経営体制はレストランほど厳格ではない。

d. ワルン・マカン（Warung makan）

ワルン・マカンとは、常設の建物（移動しない）の一部または全部にある事業所で、その事業所で消費される食事や飲み物を提供するサービス業の一種である。ワルン・マカンは、一般家庭で調理できる家庭料理の提供を重視している。

e. クダイ・マカナン（Kedai makanan）

クダイ・マカナンは、移動または解体可能な固定された場所で、製造工程を経てすぐに食べられる食品や飲料を販売・提供する外食サービス業であり、通常はテントを使用する。クダイ・マカナンは、移動または撤去可能な性質上、常設の建物を持たないものが多い。

f. フードサービス／ケータリング

フードサービス／ケータリングとは、パーティーや会議などのニーズに応じて、事業所外ですぐに食べられる料理や飲み物を注文ベースで提供するサービス業のことで、事業所では食事を提供しない。ハラル認証が必要なフードサービス／ケータリング商品の種類は、一定期間のフードサービス／ケータリングと、一定イベントのフードサービス／ケータリングサービス（イベントケータリング）である。この2つに関する説明は下記のとおり。

1) 一定期間のフードサービス／ケータリング

このフードサービス／ケータリングは、顧客との契約に基づいて、一定期間、料理を提供するサービスをいう。特別な活動／ニーズを満たすための契約に基づく食事提供サービスを含む。例えば、スポーツ施設、メッカ巡礼の出国前／帰国後、寮、海洋掘削、企業、国内の陸上および海上公共交通機関、コミュニティ施

設（刑務所）、拘置所、病院、トレーニングセンター／研修所、その他同様の場所での注文／活動のニーズを満たすためのサービス。特定の施設での予約制ケータリングサービスには、国際公共交通機関や航空機のニーズに応えるケータリングサービスが含まれる。

2) 一定イベントのフードサービス／ケータリングサービス

このフードサービス／ケータリングサービスには、顧客との契約合意に基づく食事サービスの提供が含まれ、場所は特定のイベントのために顧客が決定する。このグループには、オフィス、祝賀会、パーティー、セミナー、会議などからの予約注文を通じて実施される調理済み食品（すぐに消費できるもの）サービス事業が含まれる。通常は、調理済み食品はオフィス、パーティー、セミナー、会議などに、参加者に給仕サービスを提供するウェ이터と一緒に届けられる。

小規模・零細事業者は、1日の注文数が750食以下のフードサービス／ケータリングサービスをいう。中規模事業者は、1日750食を超えた注文で一般消費者の活動／ニーズに応える。大規模事業者は、航空機や国際公共交通機関のニーズに応じている。

g. その他の加工を伴う食品および飲料の提供

その他の加工を伴う食品・飲料の提供は、加工を伴う食品・飲料の提供の業種分類で、詳細な業種タイプに分類されない、またはまだ分類されていない。

ハラール認証が必要な、加工を伴う食品・飲料を提供する業種の詳細の一例を添付資料1.「ハラール認証が必要な加工を伴う食品・飲料を提供する業種の例」に示す。この例はハラール認証が必要な加工を伴う食品・飲料を提供する業種をより具体的に説明するためのものである。

B. 加工を伴う食品・飲料の提供の SJPH 基準を満たすための追加規定

上述の業種の詳細における事業者は、販売または生産される製品のハラール性を保証するものとして、ハラール証明書の取得が義務付けられている。詳細な製品タイプにはそれぞれ特徴があり、すべての利害関係者がその重要性を理解する必要がある。製品のハラール性を保証するために、事業者は JPH 基準を満たさなければならない。一般的な基準の遵守に関する規定は、適用される規則に基づいて実施される。

1. コミットメントと責任の基準

コミットメントと責任とは、SJPH 基準の発展と適用に常に注力し、ハラルでないものを最小限に抑え、並びに排除する責任を負い、法規制やその他の適用される規制の発展に適応することを、企業／事業者の経営陣が文書で表明することである。企業／事業者の経営陣は、ハラル方針を確立し、要求事項への不適合が見つかった場合にはそれを是正するという形で、コミットメントと責任を提供する。これらのコミットメントと責任の基準における追加規定は以下の通りである。

- a. 企業／事業者の経営陣は、新旧を問わず、すべての事業単位（本社を含む）、倉庫、追加厨房、支店、販売所などにおいて、本方針の社会的浸透と伝達が適切に行われることを約束し、責任を負う。
- b. 企業／事業者の経営陣は、新旧を問わず、すべての事業単位（本社を含む）、倉庫、追加厨房、支店、販売所などが SJPH の基準を満たすよう、同じ基準で実行することを約束し、責任を負う。
- c. 企業／事業者の経営陣は、必要に応じて、新旧を問わず、すべての事業単位（本社を含む）、倉庫、追加厨房、支店、販売所等において、ハラル分野における能力向上の観点から人材育成を確保することを約束し、責任を負う。

2. 材料基準

材料とは、製品を製造または生産するために使用される要素であり、SJPH で必要とされる要素は下記を含む。(a) 原材料、(b) 追加材料、(c) 補助材料、(d) 加工材料。加工を伴う食品・飲料を提供するための製品種類の原材料の基準における追加規定とは、すなわち

- a. 企業／事業者は、新旧を問わず、各厨房、支店、販売所等において食品・飲料の製造に使用される原材料が、ハラル証明書を申請する際に使用される原材料と同一の原材料を使用していることを保証しなければならない。
- b. 企業／事業者は、新旧の各厨房、支店、販売所等において、食品・飲料を製造するために使用する材料は、ハラル証明書を申請する際に使用した原材料と同じ原材料を使用し、変更する場合は、BJPH に報告書を提出しなければならない。

3. ハラル製品プロセス基準

ハラル製品プロセス（PPH）基準の履行には、(a)位置、場所、設備、(b)PPH の機器・装置、(c)PPH 手順が含まれ、これらは一般的に規則の規定に含まれている。加工を伴う食品・飲料を提供する業種に関する PPH 基準の追加規定は以下の通りである。

- a. 企業／事業者は、新旧を問わず、各事業部門、倉庫、厨房、支店、販売所等において、PPH が所定の基準を満たしていることを確認しなければならない。
- b. 企業／事業者は、新旧を問わず、屠殺、加工、保管、包装、流通、販売、給仕を含むすべての厨房、倉庫、支店、販売所、包装場所などにおいて、その位置、場所、

および PPH 機器と非ハラール製品の工程を分離させなければならない。第三者のサービスを利用または使用している場所や加工設備も含む。当該第三者は、加工施設／サービスに関するハラール基準を満たす必要があり、使用する位置、場所、設備において JPH の品質を保証するために、いつでも（協力契約期間に応じて）コミットメント契約を結ぶ必要がある。

- c. 企業／事業者は、新旧を問わず、すべての厨房、倉庫、支店、販売所、包装場所などにおいて、手順の利用可能性とその実施を確保しなければならない。

4. 製品基準

製品基準を満たすことに関する一般的な規定は、適用規則に規定されている。加工を伴う食品・飲料を提供する業種に関する製品基準の追加規定は以下の通りである。

- a. 企業／事業者は、新旧を問わず、各事業部、倉庫、厨房、支店、店舗などで生産、保管、流通、販売、提供される製品が、制定されたハラール製品の基準を満たしていることを保証しなければならない。
- b. 企業／事業者は、各事業単位、倉庫、厨房、支店、販売所などにおいて、新旧を問わず、包装または再包装される製品がその中身と同じであることを保証しなければならない。
- c. 企業／事業者は、新旧を問わず、各事業単位、倉庫、厨房、支店、販売所等において、ラベルの貼付、貼り替えを行う商品は、ハラール認証を取得している商品、または延長期間中の商品のみであることを確保しなければならない。また、ハラール・ラベルを商品に直接貼付できない場合（例：皿、椀など）、小包装、無包装などの場合は、ハラール・ラベルの貼付は義務ではない。その場合ハラール・ラベルは、提供するメニューのリストやその他の可能な場所に表示することができる。
- d. 企業／事業者は、新旧を問わず、各事業単位、倉庫、厨房、支店、販売所などで販売または流通された製品を確実に識別・追跡できるようにしなければならない。

5. モニタリングと評価の基準

モニタリング・評価基準の履行に関する一般的な規定は、適用規則に規定されている。加工を伴う食品・飲料を提供する業種に関する監視・評価基準には、以下の追加規定がある。

- a. 企業／事業主体は、新旧を問わず、各事業単位、倉庫、厨房、支店、販売所等において SJPH の適用を確実に実施し、少なくとも年に 1 回、定期的に内部監査を実施しなければならない。

- b. 企業／事業主体は、新旧を問わず、また本社か支店かを問わず、各事業単位において SJPH が適用されていることを確保するために、内部監査手順を有し、実施しなければならない。
- c. 企業／事業主体は、新旧を問わず、また本社か支店かを問わず、事業単位ごとに内部監査の結果をすべて報告しなければならない。
- d. 企業／事業者は、6 ヶ月ごとにハラール製品保証実施機関に材料の成分リストと PPH を報告しなければならない。

BPJPH は、産業界はダイナミクスに満ちており、事業者（厨房、倉庫、支店、販売所、フランチャイズなど）の移動、縮小、追加の可能性は非常に高いと認識している。従って、そのような場合、特に、企業／事業者における SJPH の実施に影響を与える可能性がある場合は、企業／事業者は BPJPH に通知する必要がある。

特に、加工を伴う食品・飲料の提供を目的としたフランチャイズの場合、以下のよう
な点を考慮する必要がある。

- a. フランチャイザーとフランチャイジー、または継続フランチャイザーと継続フランチャイジーとの間のフランチャイズ契約には、SJPH の実施、特に必要な SJPH 基準を満たすことへのコミットメントと責任が含まれている必要がある。
- b. フランチャイジーまたは継続フランチャイジーが SJPH を満たすことができないような内容が含まれている契約を締結した場合、フランチャイジーまたは継続フランチャイジーは、フランチャイザーまたは継続フランチャイザーが取得したハラール証明書を取得することができず、ハラール・ラベルを記載する権利を有しない。フランチャイジーまたは継続フランチャイジーに対するハラール証明書の剥奪は、フランチャイザーまたは継続フランチャイザーが、新旧を問わず、各フランチャイズ事業単位において SJPH の基準をすべて満たしていることを保証できる場合に限り、免除される。
- c. 加工を伴う食品・飲料を提供するフランチャイズであってハラール証明書を申請していないフランチャイズは、ハラール証明書の申請をしなければならない。ハラール証明書の申請は、フランチャイザーまたは継続フランチャイザーがフランチャイジーまたは継続フランチャイジーと詳細に検討しなければならない。
- d. フランチャイズ契約の期間とハラール証明書の有効期間は同一であり、フランチャイズ契約が終了した場合、フランチャイジーの権利またはフランチャイジーがハラール証明書を利用する権利も終了する。

C. ハラール認証の一般的枠組み

ハラール認証の実施は、それを義務付ける法規によって導かれる。最新の動態を見ると、法規のひとつが大幅に変更されたため、ハラール認証を実施するための一般的な枠組みを再調整する必要がある。この調整は、利害関係者がハラール認証の実施全般を理解しやすくすることを目的としている。ハラール認証実施のための一般的な枠組みの詳細は、**添付資料 2.「ハラール認証実施のための一般的な枠組み」**を参照のこと。

ハラール認証の実施に関する一般的な枠組みは、特に、雇用創出の法制化に関する法律 2022 年第 2 号に代わる政令の制定に関する法律 2023 年第 6 号の委任に基づいて構築されている。最も大きな違いは、県／市の MUI がハラール製品の決定において言及されていることと、MUI、州の MUI、県／市の MUI、またはアチェ・ウラマー協議会がハラール製品の決定において所定の期限内に決定できなかった場合、代替としてハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会が言及されていることである。さらに、ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会は、小規模・零細事業者の声明（Self-Declare）によるハラール証明書の申請においても役割を得ている。

この一般的な枠組みには 2 つのスキームがあり、相互に関連し持続可能であり、事業者がハラール認証の準備をする上で重要な役割を持つ。最初のスキームは、SJPH の基準をすべて満たすための準備の始まりであり、準備スキームと言える。ハラール認証の準備スキームの詳細は、**添付資料 3.「事業者のハラール認証事前準備のための一般ガイドライン」**を参照のこと。当該一般ガイドラインは、ハラール証明書申請プロセスに先立つ準備プロセスの指針となる。準備プロセスに関わる役割分担も当該一般ガイドラインに含まれている。事業者がハラール証明書を取得するための準備がより容易になることを願うものである。

これまで説明してきた準備スキームに加えて、第二のスキームは、ハラール証明書の申請に関するスキームであり、ハラール証明書申請のスキームまたはフローと呼ぶことができる。このスキームでは、加工を伴う食品・飲料の提供に対するハラール認証実施の仕組みは、事業者の業態（零細、中小、大規模）と事業者の能力に応じて、2 つのルートで実施することができる。以下は、2 つのルートの一般的な説明である。

1. 自己申告ルート

第一のルートは、小規模・零細企業の場合、JPH 基準を満たし、先にハラール声明書を作成することでハラール認証を行うことができる（自己申告）。事業者は、「小規模・零細企業（自己申告）」であると声明することによって、SJPH マニュアルを作成・記載する必要がある。本 SJPH 自己申告マニュアルの記載事項・内容の規定は、SJPH マニュアルに規定されている小規模・零細企業（自己申告）記載事項を参照のこと。自己申告ルートやスキームは、小規模・零細事業者のみを対象としており、

中規模・大規模事業者は通常のルートでハラル認証を申請する必要があることに留意すべきである。

自己申告ルートのハラル認証のための一般ガイドラインの詳細は、**添付資料 4. 「自己申告ルートのハラル認証のための一般ガイドライン」**を参照のこと。当該ガイドラインは、小規模・零細事業者が実施する自己申告ルートのハラル認証プロセスの概要を示すものである。自己申告ルートのハラル認証プロセスに関わる役割分担もまた、当該一般ガイドラインに含まれている。小規模・零細事業者が自身が進むことになる自己申告ルートのハラル認証について、よりよく理解できることを願っている。

2. 通常のルート

中・大規模事業者向けの第二のルートは、販売、製造、生産される製品がハラル認証を必要とする製品である場合、認証を直接実施する必要があるというものである（通常ルート）。小規模・零細事業者も、十分な資源があれば通常ルートを利用することができる。零細、中小、大規模事業者のいずれも、適用される規則に従い、通常のルートでハラル証明書を申請することができる。事業者は通常の SJPH マニュアルを作成・記入し、その履行を保証しなければならない。

通常のハラル認証のための一般ガイドラインの詳細は、**添付資料 5. 「通常ルートのハラル認証のための一般ガイドライン」**を参照のこと。当該一般ガイドラインは、零細、中小、大規模事業者が実施する通常ルートのハラル認証プロセスの概要を提供するものである。通常ルートのハラル認証プロセスに関わる役割分担も当該一般ガイドラインに記載されている。すべての利害関係者は、ハラル証明書申請プロセスを円滑に進める上で重要な役割を担っている。

事業者は定められた SJPH の基準を満たさなければならない。BPJPH は、ハラル証明書の申請にかかるサービスのプロセス開始から完了まで、所定の期限に従って調整する義務を負う。LPH は、ハラル証明書を取得するために申請された製品のハラル性について、所定の期限に従って審査および／または試験活動を実施する義務を負う。一方、LPH がハラル認証プロセスを所定の期限に終わらせられない場合、LPH は BPJPH に期限延長を申請することができるが、評価および／または行政処分の対象となる。

ハラル認証プロセスで申請された製品の審査および／または試験の選択は、必要に応じて実施される。審査は、一般的に SJPH の基準を満たしていると考えられる SJPH の基準の確認のみに行われる。一方、試験は、その正当性に疑問が残る SJPH 基準の確認のために行う。LPH は、製品のハラル性について十分な信頼性を得るた

めに、審査と試験の両方を行うこともできる。審査および／または試験方法の選択は、LPH が実施する審査および／または試験をさらに規制する専門家の判断および／またはその他の規定に従って LPH が実施する。

MUI、州の MUI、県／市の MUI、またはアチェ・ウラマー協議会は、あらかじめ決められた制限時間に従って、製品がハラールであるかどうかを決定するためのハラール・ファトワ（イスラム見解）審議を行わなければならない。決められた時間内にできなかった場合は、ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会が、その製品がハラールであるかどうかを決定する。これは、もちろん、事業者のハラール認証申請に対するサービスの質を向上させるためである。

ハラール認証の取得はプロセスの終わりではなく、品質を一貫して維持するための継続的なプロセスの一部である。ハラール認証を取得した事業者は、以下のこと実施する義務を負う。

- a. ハラール認証を受けた製品にハラール・ラベルを貼ること。
- b. ハラール認証を取得した製品のハラール性を維持する。
- c. ハラール製品と非ハラール製品との間で、位置、屠畜場所、加工設備、保管、包装、流通、販売、提示（給仕）を分離させる。
- d. 原材料および／または PPH に変更があった場合は、ハラール証明書を更新すること。
- e. BPJPH に材料の組成および／または PPH の変更を報告すること。

こうした継続的な改善努力は、SJPH が事業者によって継続的に実施されるための重要な要素である。ハラール製品の受益者である一般大衆が、BPJPH が管理する SJPH に信頼を寄せ続けることができるようになることが期待される。これは、すでにハラール証明書を取得している商品があっても、BPJPH が社会に存在し続けることができるようにするためである。

第3章

終わりに

加工を伴う食品・飲料の提供に関するハラール認証のガイドラインは、加工を伴う食品・飲料を提供する際のハラール認証の実施における参考資料を必要とする利害関係者の課題に応えることが期待される。このガイドラインによる実施は、流通するハラール製品の保証を高め、最終的にはインドネシアにおけるハラール製品の範囲を拡大する。ハラール製品の保証は、国民が規定に従ってハラール製品を入手することを保証するために非常に重要である。

今後のインドネシアにおけるハラール製品の発展のダイナミズムは、時代とともに発展し続けるであろう。そのため、BPJPH は、インドネシアにおける SJPH の実施が順調に進み、国民が持続可能な形でその恩恵を受けることができるよう、今後も常に本ガイドラインに必要な改善を続けていく。

ハラール製品保証実施機関長官

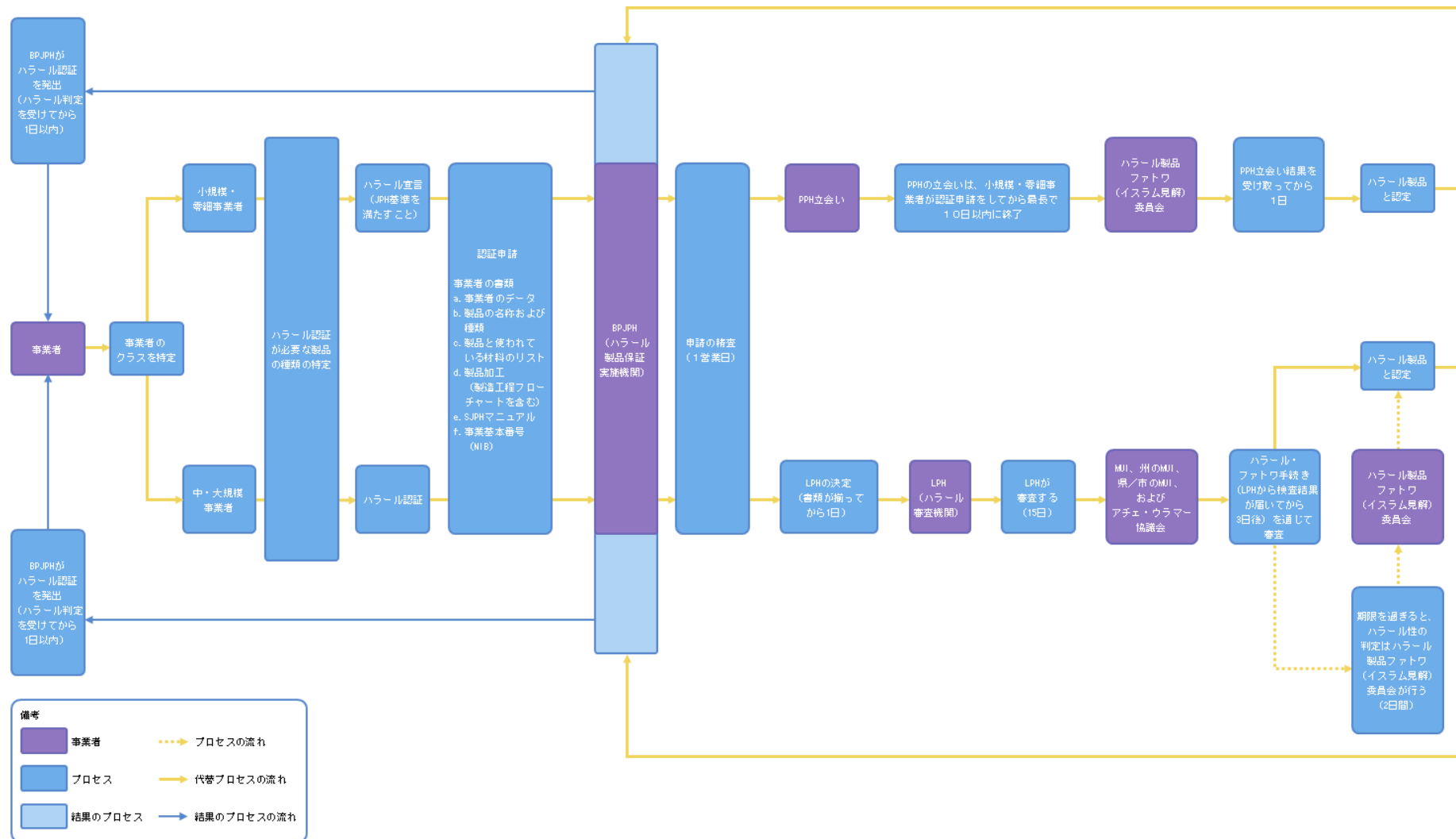
(署名)

ムハンマド・アキル・イルハム

添付資料 1. ハラル認証が必要な加工を伴う食品・飲料を提供する業種の例

業種	業種の詳細	例
加工を伴う食品・飲料の提供	レストラン	従来型レストラン、ファーストフード店、食べ放題レストラン、フランチャイズ店、チェーン店を持つレストランなど。
	食堂／カフェテリア	学校食堂、学部／大学食堂、オフィスの食堂、寮の食堂、ショッピングセンター従業員食堂など。
	ルマ・マカン	ルマ・マカン・パダン、ビュッフェ、ファーストフードレストランなど。
	ワルン・マカン	家庭料理のワルン、テガルのワルン、ペマランのワルンなど。
	クダイ・マカナン	ラモンガンの屋台、ペチェル・レレの屋台、ナシ・ゴレン（チャーハン）の屋台、サテー（串焼き）の屋台、ミイ・アヤム（チキンラーメン）の屋台など。
	フードサービス・ケータリング	特定の施設（メッカ巡礼者へのケータリング、寮、企業、公共交通機関、コミュニティ施設（刑務所）など）における飲食物の提供などの期間限定ケータリングサービスや、特定のイベント（結婚式、祝賀会、コンサートなど）に基づく一般消費者への飲食物の提供などのイベント限定ケータリングサービス。

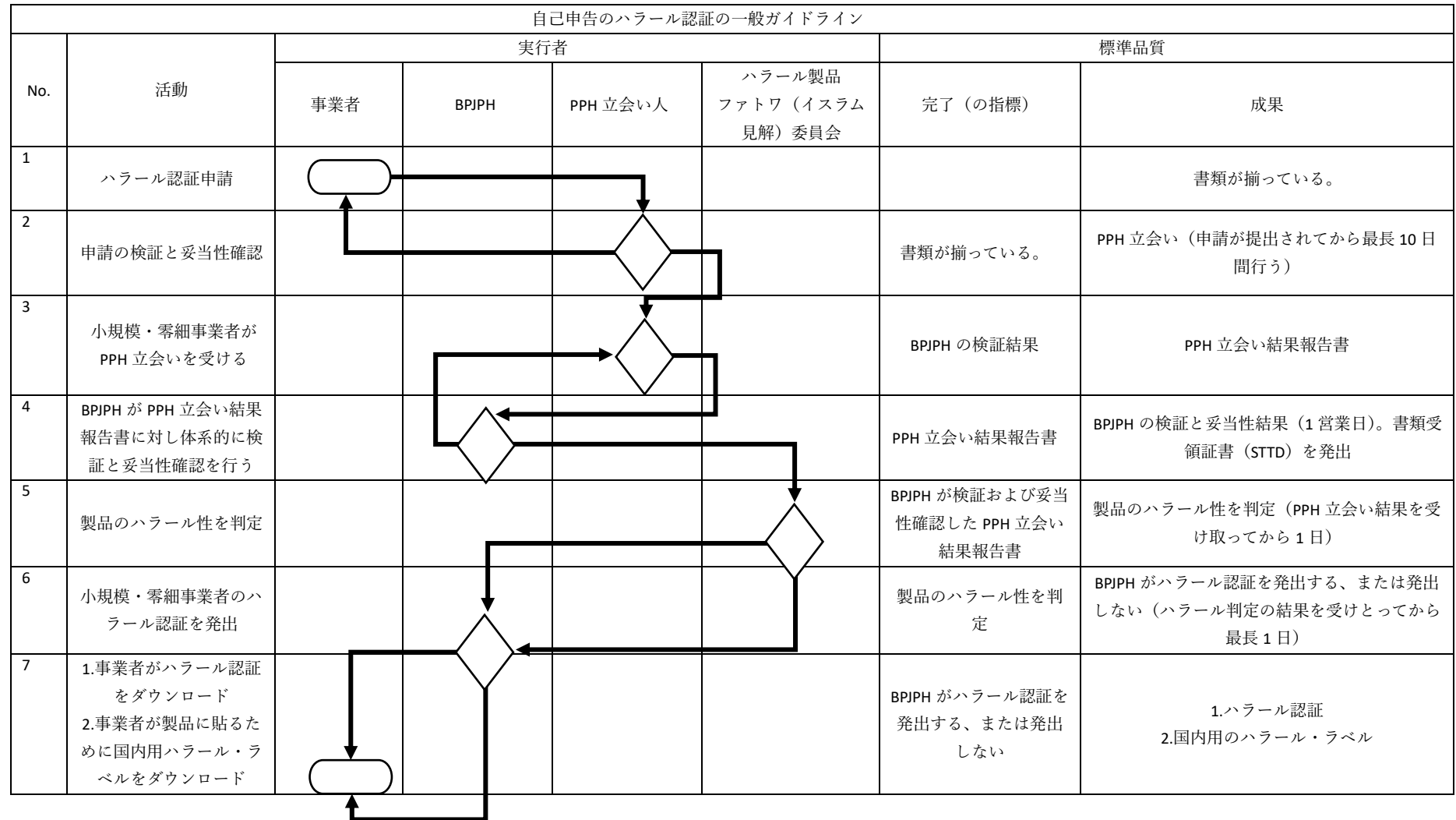
添付資料 2. ハラル認証実施のための一般的枠組み



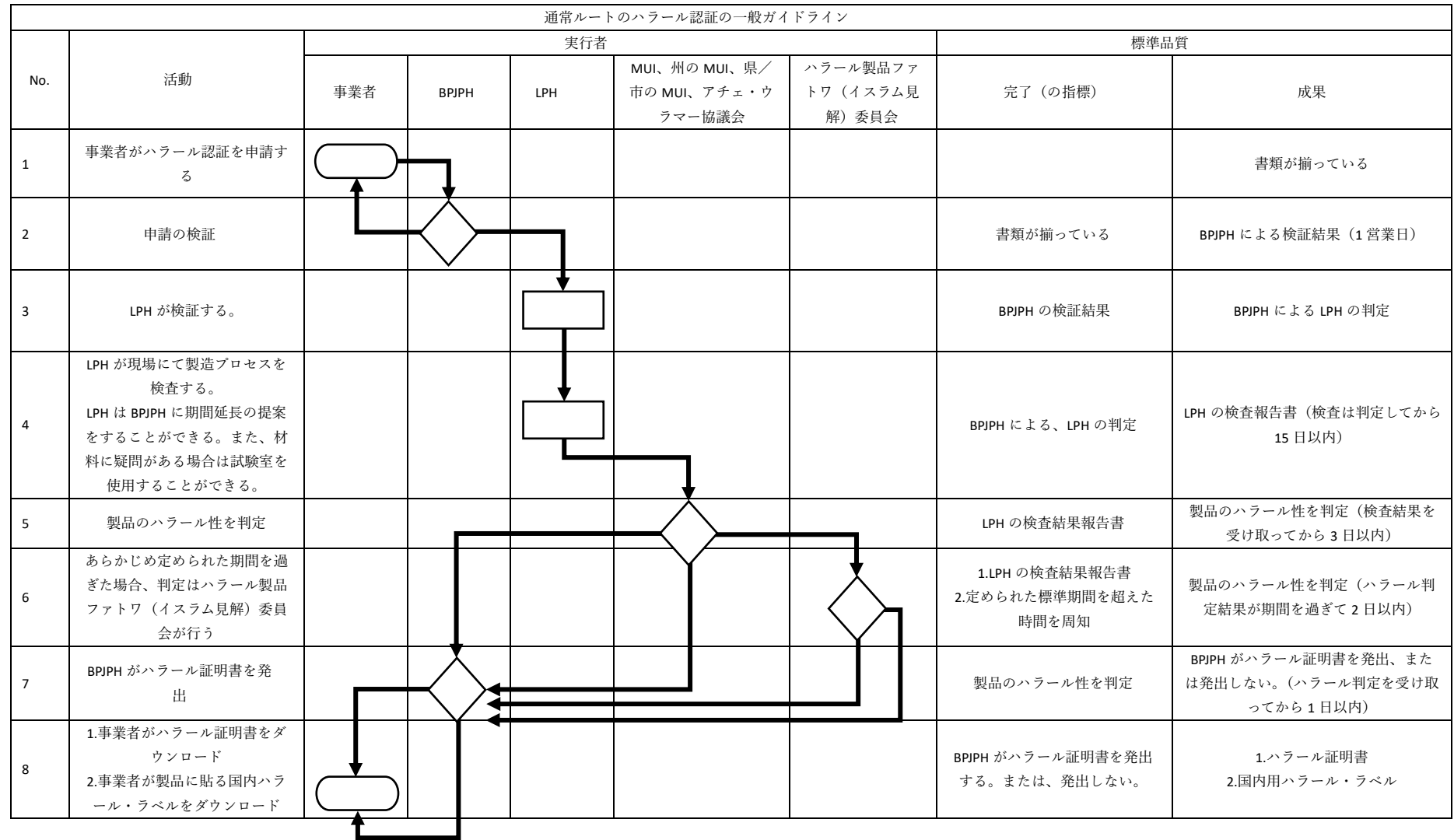
添付資料 3. 事業者のハラル認証事前準備のための一般ガイドライン

事業者のハラル認証事前準備のための一般ガイドライン							
No.	活動	実行者				標準品質	
		経営者	ハラル 監督者	内部監査	BJPH	完成（の指標）	成果
1	ハラル製品保証制度（に対する準備）の開始						ハラル監督者任命書
2	ハラル監督者の決定と SJPH 基準を満たすための準備					ハラル監督者任命書	SJPH 基準の計画と充足
3	SJPH 基準の充足に関する初期審査					SJPH 基準の計画と充足	ハラル認証または登録が必要な製品の審査結果、SJPH 基準の充足に関する初期審査結果
4	SJPH 基準の充足					ハラル認証または登録が必要な製品の審査結果、SJPH 基準の充足に関する初期審査結果	ハラル認証または登録が必要な製品の審査結果と SJPH 基準の充足の審査結果のフォローアップ
5	ハラル認証申請前審査					ハラル認証または登録が必要な製品の審査結果および SJPH 基準の充足に関する審査結果のフォローアップ	1.ハラル認証または登録が必要な製品の審査が終了 2.SJPH 基準の充足が完了 3.書類が揃っている
6	ハラル認証申請書の提出					1.SJPH 基準の充足が完了していること 2.書類が揃っていること	BJPH にハラル認証申請の登録

添付資料 4. 自己申告ルートのハラール認証のための一般ガイドライン



添付資料 5. 通常ルートのハラール認証のための一般ガイドライン



レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/idn_halal_2024

ハラール製品保証実施機関長官決定 2023 年第 78 号（仮訳）

2024 年 12 月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部 市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載